

## 新公立病院改革ガイドラインの概要

公立病院改革の推進のため、平成27年3月31日に総務省が地方公共団体に示した「新公立病院改革ガイドライン」の概要は以下のとおり。

### 1 新公立病院改革ガイドライン策定の背景

少子高齢化が進展し、医療需要の変化が見込まれる中、地域ごとに適切な医療提供体制を構築するため、引き続き公立病院改革を継続する必要があること。

公立病院改革は、今後、医療法に基づいて都道府県が策定する「地域医療構想」と整合的に行われる必要があること。

### 2 地方公共団体による新公立病院改革プランの策定

#### (1) 新改革プランの策定期間

都道府県の地域医療構想を踏まえ、平成27年度または平成28年度中に策定

#### (2) 新改革プランの対象期間

策定年度またはその次年度から平成32年度まで

#### (3) 新改革プランに記載する内容

##### ①地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- ・地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

##### ②経営の効率化

- ・黒字化を目指して経営収支比率等の数値目標を設定し、経営を効率化
- ・医師等の人材確保に留意し、経費削減、収入増加等の取組みを明記

##### ③再編・ネットワーク化に係る取組み

- ・重複・競合が見られる病院等の再編・ネットワーク化の推進を明記

##### ④経営形態の見直し

- ・民間的経営手法（地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度導入、民間譲渡）の導入に向けた経営形態の見直しの取組みを明記。

### 3 都道府県の役割の強化

- ・都道府県は、医療介護総合確保推進法に基づき、地域医療構想の実現に向けた取組みとも連携しつつ、再編・ネットワーク化等に積極的に参画
- ・管内の公立病院施設の新設・建替等に当たり都道府県のチェック機能を強化